

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

巻頭言／団結の精神こそ替え難い“宝”（伊藤国男）-----2

シンポジウム報告／ずうっと働く、楽しく働く、生き生き働く---だからイコ
ールライツ---（藤沢真砂子）-----4

労働組合訪問／国家的不当労働行為と闘って（全動労愛知支部）-----6

シリーズ・そこが知りたい／濁水と水問題（高木公司）-----8

寄稿／日本経済の進路と労働者の尊厳---下---（田原裕之）-----10

愛知の運動動向／5年間の春闘、一時命闘争を振り返って（永井和彦）---13

資料：愛知の主要労働経済指標-----15

研究所だより-----16

●第47号

○1994年9月15日

愛知労働問題研究所

団結の精神こそ替え難い“宝”

伊藤 国男

去る6月5日の愛商連総会において28年にわたる会長職を私は退任し、名誉会長に就任しました。思えば随分長く努めたものだなあ、と思います。来年が戦後50年の節目の年になるので、思いつくままにいくつかを述べてみます。

学徒出陣50周年にあたりますが、私もその時に学業を6か月早く打ち切れ「校門から営門へ」の道を余儀なくされました。当時は化学技術者の私底から薬学畑からも採用するということで、学校からの推薦もあり、日産化学工業木下川工場検査課へ入社できましたが、一日も出勤せず入営したのです。

赤坂（東京）にある近衛連隊での6か月の初年兵教育のしごきに辛うじて耐えました。「軍人に賜りたる勅語」の暗唱は、私は別に困難とは思いませんでしたが、一人でも覚えられない者がいるとその班は全員が連帯ピンタを頂くという理不尽さは今も記憶に鮮明です。幸い幹部候補生に合格し、軍医学校を経て陸軍薬剤官となり、中支（中国中部）の除州陸軍病院付きとなり、単身赴任しました。45年の敗戦を迎えたのは、北京の北支（中国北部）派遣軍衛生材料廠でした。

ヒロヒトのあの独特のアクセントの「玉音放送」とやらを聞かされたが判然とせず、しかし戦争が終了したことがわかりました。その年の秋、武装解除された丸腰の伊藤元陸軍薬剤中尉は、奉台から米軍のLST（上陸用船艇のこと）に寄せられ佐世保の南風崎港に上陸し、ふんどし一本の体に頭からBHC粉剤（消毒剤）を浴びせられた時の屈辱感は忘れられないものでした。

中国での地平線の彼方まで目に一木一草もない原野に比べると東京へ向かう車窓は「戦いに破れて山河あり」、日本の自然の美しい風景に胸を熱くしたものです。蒲田区（現在の大田区）の我家は米軍の絨毯爆撃で数軒あった家は全て灰燼に帰し、命だけは助かった両親は、大森の馬込の叔父の家の一室で糊口をしのいでいたので胸をなでおろしました。

私は早速、日本橋の日産化学本社へ帰国の挨拶に行くと、木下川工場は爆撃で焼失して、籍は本社の人事課になっていて、上司から帰還届けと共に進退伺いを出すように言われました。「いったん整理の上再出発するための単なる形式上の手続きだ」と言うのです。程なく二通の封書が届きました。一通を開けると「帰国おめでとうございます。号一俸昇給します」とあり、ああ良かった、これで新しい出発ができるぞ！、そしてあとの一通をみると、「願いに依って退職を命ず」です。一体、何と言う仕打ちだ！、日産の鮎川財閥の私への処遇はこの様なものだったのか！、日本の独占資本主義、社会のもつ冷酷さを痛恨な思いで受けとめた、これが私の階級的自覚の原点となったのです。

そこで私は母校（現在の岐阜薬科大）の学生部長宛に「どうしてこの様な目に合わなければならないのか？」と言う長文の手紙を送りましたところ、わざわざ上京して下さって、先輩に就職を依頼してくれたのです。そして、わかもと製薬に入社することができたのです。これがサラリーマン生活の始まりでした。46年初頭のことです。

当時の企業は生産を真面目に行おうとせずに原材料をインフレによる値上がりを見て

横流して利益を得る状態でしたから、ドッジラインによる首切り合理化と闘うことになりましたが、ストライキは全く意味がなく、生産サボタージュは「生産管理」することによって対抗が可能となりました。わかもと労組が戦後初めてこの闘争形態をとったのでした。

工場は世田谷区の砧（きぬた）村にあり、東宝撮影所の所在地でした。有名な「来なかったのは軍艦だけ」と言う東宝争議の大弾圧には、俳優さん達とスクラムを組んで闘ったのです。また私も首切り合理化に反対して待遇改善の要求の団体交渉の先頭に立っていましたが、深夜に及ぶ交渉になり、東京玉川署の介入があり、この団交は「不法監禁の容疑」があるとして、明け方600名の警官隊により不当逮捕され拘留されました。

戦災者の我が家は叔父の家を出て、東京都から配給された丸太の様な材料で建てたバラック小屋に、妻、長男（一歳）、両親で、闇米を買う金もなく、ふすまや芋粉のすいとん位しか食べられないときに、フタ箱では米の飯が出たのには驚きました。その上差し入れもあり、腹の調子を悪くしてしまいました。当時29歳の血気盛んな私は、益々意気軒昂というところでした。

私の運動上の持場は全日本化学産業労組の中央執行委員・組織部長として活動していました。事務所は愛宕署の前の産別会館（現在の平和と労働会館、全労連事務所がある）で、活動費らしいものは全くなく懐の中はコッペパン一個買う位の金しか入っていない毎日でした。会館の冬の寒さには紙屑を燃やして――。

46年来から国鉄、全通など官公庁労働者を中心に殆どの労組が参加する「全闘」が結成され、広い国民の支持の下に危機突破を要求する2・1ゼネストが準備されました。私たちは起こりうる全ての事態にも対処し得る執行体制をとりましたが、米占領軍の干渉でストは決行できませんでした。マッカーサーは当初日本の「民主化」の措置をとりましたが、国民の高まる民主主義運動のまえに、大資本中心とする反動勢力育成の方向に歩みだしはじめた第一歩が産別会議や闘う労組のなかに民主化同盟（民同）を育成し、労働運動を反共の方向へ変えさせたのです。私たちは、統一委員会活動で努力をしましたが、労働運動上の方針の転換もあり、私は民医連傘下の荒川医療生協の専務理事となりました。

「50年問題」の中で生まれ故郷の名古屋に戻り、薬局を親戚の援助を獲て開局して現在にいたるわけですが、「商人とはなり下がったものだ」と言うことでしたが、全商連の運動の40年の実践はその考えの誤りを教えてくれましたし、日本の民主的変革を勝ちとるためには、国民的な統一戦線である革新懇運動が大切な役割を果たすのだという点を明確にしました。

「民商・全商連運動の基本方向」が39回総会で採択されましたが、この方向にこそ勝利の保証があると信じます。「今年の8月15日」はひととき感慨深いものがあります。労働者の皆さんの到達点も、私達を励ますものとなっています。全労連に結集されている真のナショナルセンターとしての役割を果たして頂くことを心から願うものです。

私にとって、あの敗戦の焼土から立ち上がり、労働運動を進めて行く中で体得した團結の精神こそ、替え難い“宝”であります。これに一層磨きをかけて光りあるものにしていきたいと思います。皆さんと共に頑張りましょう。

（全商連顧問・愛商連名誉会長、1994年8月15日）

シンポジウム報告

ずうっと働く、楽しく働く、生き生き働く——だからイコールライツ

藤沢真砂子（イコールライツイン名古屋世話人代表）

女子学生の就職差別が社会問題になっている。「われわれは、オフィスに花を飾っておく余裕はない」とトヨタの人事幹部が発言したという。

女性を自分と同じ人間とは考えていないのだ。「花」といわれて喜んではいけない。花はきれいなうちが花であり、結婚して子供を生んでも居すわるなんてもってのほかなのである。鑑賞に耐える若々しく美しい間だけオフィスにおく価値があると考えているから、女子学生の面接で、スリーサイズやボーイフレンドのことを聞いてどこがいけないのかさっぱりわからないというのが人事幹部の気持ちなのである。

こういう企業に対して対等にものをいい、差別をするなというのが労働組合の仕事であると思うが、今、そういう組合は非常にすくない。

労働組合が労働者を守ろうとしない職場で働くということは、猛獣がいっぱいのジャングルで、武器も持たずに生きていくに等しい。

イコールライツイン名古屋は、愛労連婦人協と労問研女性部会が中心となって、労働組合が機能していないケースが圧倒的である民間企業の女性達のための、ネットワークとして発足したものである。

当初は、均等法、労基法などの学習会を続けたが、世間に存在をアピールし飛躍的な会員獲得をめざしてシンポジウムを開催することとした。

パネルディスカッションという形式も、さまざまな活動経験の豊富な会員がいるので苦勞することなく決まった。パネラーは、賃金、昇格差別是正をもとめて裁判所に訴えた野村証券の堀さん、商社に働く女性の会で活動する光岡さん、銀行産業労働組合を作った竹内さん、夫婦別居配転をやめさせ、引き続き婦人少年室を利用して女性の昇格、昇給を実現している尾藤さんの四人である。

テーマ「ずうっと働く、楽しく働く、生き生き働く——だからイコールライツ」は、このシンポジウムを計画した会員一人一人の心の底からの願望である。このテーマを追求する過程で女性たちの差別撤廃の要求は両性の平等要求に発展して、パネラーも、女性二人、男性二人にきまった。

最大の困難は、動員である。皆で手分けし、時間の許すかぎり、知っている限りの団体をオルグしてまわった。愛高教、名高教、私教連、医労連、中地域センター、民放労連、丸善、服部セイコー、名証券、毎日新聞労組、朝日新聞労組、民青、新婦人、愛知国公、全財務婦人部、愛知母親連絡会、県職、全学連などである。

学習協では、後藤さんが直接教室で参加の呼びかけをさせてもらい、これが一番効果があった。オルグはできるだけ組織の末端に、可能ならば当事者にうたえることが最も効果的である。

マスコミも利用した。知り合いのあるものは直接電話で依頼し、田中さんは無差別に報道機関にファックスをいれた。朝日、中日、NHKテレビにお知らせが載った。愛知民報がパネラーの光岡さんを大きく記事にした。当日の取材は、朝日、毎日、赤旗三社でいずれも記事になった。マスコミの宣伝は若干効果あるようで、連絡先の田中さんのところに数件の問い合わせがあった。

銀産労では、伏見で1000枚ビラまきしてくれた。

使用したビラの総数は12000枚である。

当日の参加人数は約110名。目標が80名だったから大成功である。

内容はといえば—— 動員超過達成にみな浮かれていて、冷静に評価できない傾向は否定できないが、やっぱり非常にすばらしかったというほかない。

パネラーの4人が、いづれも学習に活動に日々励んで今日ある方々であるし、この4人の発言を的確に必要に応じて引出し会場発言とうまくかみ合わせるコーディネイトが絶妙であった。こういう仕事は半ばプロと言ってもよい弁護士の渥美さんであるが、パネラー打合せを3回もやったのである。プロであってもここまで誠実に努力されたからこそ成功だったと思う。自画自賛しているといわれそうであるが、詳しいシンポジウムの内容については、今、記録集を作成中なので追ってお読みいただきたい。

又、オープニングにあたって、ワーキングウーマンズロックバンドに出演してもらった。ロックはその音量から演奏する機会が非常に少なく、出演できるのなら短時間でも、出演料なしででもいとわれないと言う誠意に好都合な条件であったが、意外に好評で花をそえることができた。

予想以上の参加者で、充実したシンポジウムであったが、残念ながらイコールライツイン名古屋の会員はおもったほど増えなかった。これは、実行委員会でシンポの成功と会員拡大をしっかりと意思統一していなかったこともあるが、一度の参加で全く知り合いのない組織に加入してもらうのは容易でなく、何度もいろいろの方法でアプローチすることが必要ということだと思う。

厳しい職場実態を考えるとイコールライツを強く大きくすることが今非常に求められている。そのためには地道に学習会を積み重ねることはもちろん、世間にアピールすることも必要である。

今度は「男女差別裁判劇」をやりたいという声があがり、役者志望の会員も多そうなのでその内大胆に、はなばなしく公演したい。

以上

国家的不当労働行為と闘って

全動労愛知支部

80年代の臨調・行革による労働者・国民への大攻撃を象徴的に示したのが、国鉄の分割・民営化、それに伴う「人活センター」、そして1047名もの解雇でした。

JRが発足して7年。職場では激しい「合理化」がすすんでいます。しかしいま、労働者は不屈の闘いを続け、一步一步と前進を勝ちとってきています。その闘いについて、第一線の運転手でもある酒井哲男副委員長にインタビューしました。

最初にお話したいのは、去る7月に久屋市民広場で行なった「第2回国鉄フェスタ」ですね。お陰さまで8000人の参加で、第1回と同様におおきな成功をおさめました。多くの民主的団体の方々にたくさんの協力を頂いて、心から感謝しています。「国鉄フェスタ」は、全動労と国労が共闘の一環として取り組んでいるものですが、国民をふくむこうした運動の積み上げこそ、この2月に不十分ながら中労委が1047名に対するJRの不当労働行為を認め、救済命令を出す力になったと思っています。

さて、私ども全動労は、今年で結成20年になります。全動労は、民営化前の最盛期には全国で3800人の組合でしたが、今は1300人です。愛知支部は100人ですね。愛知支部や東海地本は、民営化のさいに北海道などからこちらへ配転になった人が多かったため、むしろ増えたんですよ。といっても、JR東海の労働者は2万2000人、その大半が連合傘下の東海ユニオンですから少数派ではありますね。私どもの組合員の職種は運転手が多いのが特徴です。

そこで、民営化後に、いま私たちの職場がどんな状況になっているかお話ししましょう。結論から言えば、運転手が一日に走る距離はちょうど3倍になりました。3倍の労働強化が行なわれたということですね。その理由は、「サービス向上」と称して列車の本数を増やしながら、労働者を減らしたからです。形のうえでは勤務時間は7時間15分になっていて大した長時間ではないように見えるんですが、中身が全く違うんですよ。走るスピードも上げましたしね、労働者の疲労はなみ大抵ではありませんよ。これを勤務日の具体的な例で説明しましょう。

勤務の時間サイクルは日によって違いますが、比較的きついある一日の例では、午後3時31分に出勤し、名古屋発4時17分発で浜松に6時18分到着、2時間休憩して8時19分の米原行きを運転して10時33分に到着する。整理を終えて11時頃から仮眠ということになっていますが、深夜0時46分発の浜松行きに乗務しますから、0時頃にはその体勢に入っていなければならない。だから眠る人はいませんね。そして浜松に到着するのが3時05分。その後睡眠をとって、9時半に起き、浜松発10時19分に乗り、名

古屋に11時49分に戻って、勤務終了は12時24分です。これでやっと終了です。この間、拘束時間は約21時間です。ところがこの時間全部が労働時間とはみなされない。列車をおりて40分以上の分は労働時間にカウントされないんです。睡眠は不規則、食事でも不規則で、疲れがとれないまま運転するという状態です。

これで給料はどうかというと、平均41.4才（勤続21.5年）で基本給30万916円、これに扶養手当、住宅手当などがついて33万3800円ですからね。ここから税金、共済などひかれるわけだから、お世辞にも楽とはいえない。

しかも今、当局は労働時間中のハンドルの時間を55%に高める方針です。そのために、だいたい4時間くらいある出先での睡眠時間をさらに減らす、貨物部門では途中休憩もすべて労働時間から外すという案です。これを推進している当局と右翼的組合に対する労働者の不満はかなり大きいですよ。

こういう中で、我々の組合に入ってくる労働者も少しずつ生まれている。この3年間に名古屋運転区で7人増えました。全動労に移れば昇格差別はされるし、我々は1047名の支援をしているので組合費も高い（月6800円、ボーナス時1万円）。それを承知で入るわけですから、本人は相当の決断をしているのです。例えば去年に鉄産労から移ってきた33才の組合員は、その決意書に、これまで職場で悩み続け「名古屋へ来て6年間、全動労の運動を見てきて（自分で）決めたこと」だと述べています。その背後に、私どもは労働者全体の変化があると確信しています。

さて、当面の闘争課題は、何といっても1047名を職場に戻す運動ですね。この闘いが8割を占めています。このうち60余人の全動労組合員に対しては、一人16万円の支援金を組合費や物品販売の収益で出しています。彼らは2度解雇されたわけで、この国家的不当労働行為とは最後まで闘います。これを突破することは、日本の労働運動を再生する環であると私どもは位置付けています。

2つ目は、労働強化に対する闘いです。当局は12月3日のダイヤ改正時に、先に述べた改悪を行なおうとしており、我々は睡眠5時間、食事時間40分の要求を掲げて9月から交渉に入ります。

さらに、安全輸送の問題ですね。これは単に我々の問題だけでなく、国民の要求でもあります。例えば、列車監視員ですね。金山駅の場合で言いますと、名鉄はこれがありますがJRもかつては助役室にこれがいて、いろんなトラブルに対応していましたが、今はだれもいない。ホームのうどん屋にいますよ。監視員がいないためにホームの線内に人がたむろしているところへ、鶴舞なんか特急で120キロで走らねばならんです。ゾッとしますよ。また、無人駅が増えましたが、ここではアナウンスが「列車がまいります」というだけで、通過するのか止まるのかわからない。安全な吹き替えに取りかえよと要求しています。広く国民に訴えながら闘う方針です。

（インタビュアー・文責 長沢孝司）

渇水と水問題

高木公司（名水労自治研部長）

昨年は、冷夏長雨による洪水やコメの不作が大問題となりましたが、一転して今年は空梅雨、猛暑と異常気象が続き、断水や給水制限など大渇水が全国で深刻化しています。

厚生省の調べで断水は18県560万人、給水制限は285自治体1千万人といわれ、特に四国、北部九州や中国中部地方などで深刻な状況を呈しています。愛知でも愛知用水系の尾張南部・知多で12時間断水がつづきました。

渇水状況の原因は、一面として人災ともいえる「浪費」型社会にあります。独立採算制の制度にシバられている公営企業は、水を売らなければ財政赤字となるため、節水思想が啓蒙できないという体質が、今日の浪費型社会の見本となっています。

110年に1回の渇水が水資源開発・ダム建設のピッチを早め、膨大な投資が推しすすめられようとしています。

建設や近代設備投資は、地方債・企業債として、自治体・水道・下水道事業体の借金として残ります。いま、水道・下水道事業は5兆円を越える産業として、大手大企業に提供されています。

そして、公共投資と料金値上げ・リストラ委託「合理化」とサービスの切り捨てがセットで攻撃されているいま、来年の一斉地方選挙が终れば、地方財政危機がさげばれるなか自治体労働者攻撃と公共料金の値上げラッシュが起こり、生活基盤にある水道・下水道料金値上げが物価高騰の起爆剤となることが考えられます。

「住民と自治」（375号）に掲載された、東京都の水道料金値上げに対する東京水道労働組合（自治労連）の取組報告が示すように、水道・下水道の普及がおおむね100%となり、全都市にすでに給水し、経常収支では黒字であり、この10年間で約7500億円もの黒字を建設投資や債券（借金）の繰り上げ償還に充て、建設費（起債）などの資本的収支を経常収支に加え、累積資金不足を値上げの前提としています。

いわば、「おかみ」のさたで、うさぎ小屋にリゾートホテルクラスの給水装置を付け死ぬまでローンに苦しめられるようなものです。

こうした値上げの根源は、政府の政策にあります。

政府は、国土庁「ウオータープラン2000」および建設省「水資源開発計画」において、1984年から2000年までに生活用水を中心に21兆円の事業費で343事業ものダム中心の水利開発計画をおし進めているからです。本気で節水施策に取

り組み、現在ある水源の有効活用を行なえば、ほとんどの地域で開発の必要はありません。

日本の平均年間降雨量は約1750ミリで、世界の平均の約2倍になっています。しかし、人口1億2000万人に分けると、1人当たり降水量は年間5000mm程度で、世界の平均の約6分の1です。

限られた日本の水資源のことを考えれば、水をいかに節約するかを考えることが大切です。また、水の汚染をできるだけ防ぐことも必要です。

ダム建設は、治水および水利開発上その必要性を全面否定しませんが、必ずや自然環境の破壊を伴います。新規ダム開発はできるだけ抑制し、水田や山林整備・水資源涵養・保水機能を大切にするなど緑のダム施策（今年の名古屋はこれで現在助かっている）や、地下水の水源（生活用水）としての保全、雨水・下水処理水の利用など、生活用水優先の水系単位の水利用と水利権見直し、再配分できる法整備が必要です。

かつての日本は水質のきれいな河川・湖沼・地下水に恵まれた国でした。それが、高度経済成長期に経済性が最優先され、大都市・中核都市に産業（用水多消費型重工業）と人口が集中され、水資源賦存量（降水量から蒸発分などを除いた利用可能な水の量）を無視した、水使用量の偏りをダム開発や水系外導水を進めました。その一方で、地域の地下水・湖沼など地域の水源を手放し、自然の循環をこわし、荒廃させ、枯渇させる結果を生みました。

地域の水は、できるかぎり地域のなかで循環させることが、自然の摂理にもかない効率的でもあります。水量に見合った都市容量で、地方分散型社会へ切り変えていくことが求められています。

最後に、わたしたち名水労の上部団体で構成している、自治労連・公営企業評議会は、10月23日（日）～24日（月）愛知・形原温泉で開催する第14回「全国公企・水問題研究」交流集会を、今日の渇水問題の解決を議論の視点にあて、シンポジウムの形式で開き、全国の主だった地域の渇水実態をふまえたパネラーによって「実態・原因解明・今後の方策」が発言され、「渇水」を通して水問題の公企政策を議論し、その根源打開にむけた全国的な運動のたたかいと決起の場として位置づけています。下記の案内を参照のうえ、集会に参加されるよう呼びかけ、わたしの一言を終らせていただきます。

-----「全国公企・水問題研究」交流集会-----

- とき 10月23日（日）14時開会～24日（月）午前
- ところ 形原温泉「鈴岡」
- 参加費 1万1000円 9月29日締め切り
- 申込み先 名古屋水道労組 052-971-3105

日本経済の進路と労働者の尊厳 (下)

田 原 裕 之

5 「継続可能な成長」をどのように実現するか

1 国際基準の導入

端的言えば、ILO諸条約を批准することである。これにより、「公正な国際競争」のルールを日本が守ることができるようになる。これに伴い、労働基準法などの国内法を大幅に改正することが必要となる。これが実現すれば、労働時間短縮、時間外割増賃金の上昇により、雇用は増大し、人件費比率は高くなる。

2 労働者の人権の徹底した保障

「労働者は労働力を売っているだけで、人格を従属させているのではない」という原則に立脚して、労働者の人権を徹底して保障することである。

3 このように、経済政策等によって上から日本経済と日本資本主義を変革していくとともに、労働者の人権を保障し、労働条件を向上させるという企業内部の変化によって、生産点から企業のあり方と日本経済、日本資本主義のあり方を変容させていくことができるというのが私の考えである。また、この手法は、これまでのすべての改革が「上から」行われ、そのためにわが国に真の民主主義が定着しなかったという歴史的弱点を克服し、下からの民主主義的変革を実現し、わが国に民主主義を定着させるという重要な意味がある。従って、国の施策は、下からの民主主義を助長する方向で立案、実行されるべきである。職場の運動もその方向で組織されるべきである。職場の運動は、労働者の人権保障と労働条件の向上が企業利益と日本経済の発展を阻害しているのではなく、それこそが日本経済の正しい発展方向を築くものだということに確信を持つべきである。

第4 日本型企业と労使関係の転換

1 「継続可能な成長」モデルでの企業と労使関係

1 企業理念

従来の企業理念から、競争力強化の位置を引下げ、労働者に豊かな生活を保障することを企業目的に加えなければならない。競争は、国際的にも、国内的にも、公正なルールに従って行うことを大原則にしなければならない。国際自由権規約、国際社会権規約、ILO諸条約などの国際規範、憲法、労働基準法、労働組合法などの国内法が職場において遵守され、そのもとで、公正な国内競争、国際競争が行われなければならない。

2 労使関係のモデル

「労働者の尊厳」を基底に、対等な労使関係に転換する。労働組合への使用者の介入を厳禁する。途中退職して他企業に転職しても労働条件が低下することのない横断型賃金制度を確立する。

このような労使関係ができれば、労働組合が真に労働者の利益のために闘う労働組合になる。その労働組合は、経営の正当な発展のためにも活動し、それをはみ出そうとする動きを企業内部からチェックすることが可能となる。

2 労働者、労働組合に対してどのような保障を与えるか

1 労働者の権利の徹底した保障

私が93年の国連自由権規約委員会への要請活動に取り組む過程で学んだことは、社会権の基底に自由権がしっかりと座っていなければならないということである。思想信条の自由、表現の自由、プライバシー、労働の自由、結社の自由（労働組合結成の自由を含む）、差別禁止原則等の自由権に属する権利が保障されないところに社会権が成立するはずがない。

2 権利義務関係を明確にすること

労働者の労働契約において、労働者に如何なる義務があり如何なる権利があるかを明記しなければならない（労働契約に明記すれば労働者に如何なる義務を負わせることもできるということではない。）

3 労働組合民主主義の徹底

まず私が強調したいのは、労働組合内における言論の自由の保障、組合役員選挙の民主化である。

4 以上のための手段として、人権侵害や労働条件の紛争についての救済手続が迅速に行われる必要がある。

現在の企業内での苦情処理手続きは全く機能していない。労働委員会に制度も、申立事由が団結権侵害の不当労働行為救済に限定されている上、地労委、中労委、そして行政裁判と救済のための時間がかかりすぎる。差別是正のための訴訟制度は、現在の判例の主要な傾向は労働者に不可能とも思える立証を強いている上、時間がかかりすぎる。

更に、個人通報を認めた国際自由権規約選択議定書はただちに批准されねばならない。

第5 労働者の尊厳—まとめにかえて

今後の長期の日本経済の進路と現在の不況克服の方向を考えたとき、その解決方法のキーワードは、「労働者の尊厳」に行き着く。

日本経済の目的、企業目的を「労働者の生活の向上」に置き換えるという目的においても、その実現のためにも「労働者の自由と権利」が徹底して保障されるべきであるという手段においても、「労働者の人間としての尊厳」がキーワードにならなければならない。このような「労働者の尊厳」を基底においてこそ、「継続可能な成長」モデルは実現できる。

こうして転換されたモデルのもとでは、日本経済は真に国際的に貢献できるものとなり、安定して継続的な成長を遂げることができるようだろう。労働者の生活も、労働時間は短くなり、ゆとりある生活が取り戻せるだろう。企業の中でも言いたいことを自由に言い、のびのびとした労働が可能になるだろう。

（弁護士・名古屋第一法律事務所）

●愛知の運動動向●

5年間の春闘、一時金闘争を振り返って

永井和彦

1975年以來の春闘連敗のなかで、たたかう労働運動を自主的・創造的に模索しつつ頑張ってきた労働者・労働組合によって新たなローカルセンター・愛労連が結成されてから5年が経とうとしています。

愛労連は結成以來5回の春闘をたたかってきましたが、一貫して管理春闘打破と春闘の国民的発展、すなわち国民春闘の本格的構築をめざしてきました。

94国民春闘は戦後最大の不況を理由とした、あらゆる産業でのリストラ「合理化」、日経連・財界の「賃上げか雇用か」「賃上げゼロ」の攻撃や、「連合」の一部労組による「生活コスト切下げ（生活リストラ）論」などとのたたかいでした。

愛労連は、不況打開の共同行動を大きく打ち出し、「大幅賃上げ、生活の改善で国民本位の不況打開を」「人べらし・『合理化』反対、時短で雇用の確保を」など積極的な要求をかかげてたたかいました。

愛知春闘共闘加盟組合の最終回答・妥結平均（7月8日現在、232組合）は8,542円、3.74%（いずれも単純平均）で、昨年と比較では額で2,525円、率で0.64ポイントそれぞれ減となっています。

今年の回答の特徴は産別間の格差とともに、産別内での格差が大きくなっているということでした。また、ベースのアップでなく、各種手当・定昇などによるアップの比重が多くなっており、年功序列型から職務・職階給型への賃金体系の変更を含む回答も目立ちました。しかし、94組合で第1次回答から上積みをかちとるなど、連合の一発回答・妥結とは違い、ねばりづよいたたかいが展開されました。

94夏季一時金の結果は549,373円、2.22カ月（168組合、単純平均）と金額では昨年比10,200円の増、月数は過去最低となりました。

過去5年間の賃上げ結果、一時金の回答状況（表1、表2、表3）をみると不況の影響を反映して、賃上げは額で15,202円から8,542円に、率でも6.38%から3.74%へそれぞれ減となっています。一時金は金額では停滞し、月数では夏季一時金が2.40カ月から2.22カ月へ、年末一時金では2.97カ

月から2.66カ月へと減少しています。これらは県の調査でも同じ傾向です。

これらの結果をみると、愛労連・愛知春闘共闘の奮闘と連合が果たしている管理春闘や春闘解体に向けての動きの犯罪的役割が明らかになりますが、愛労連や愛知春闘共闘としても反省すべき点があると思います。それはわれわれの側にも不況攻撃に負けて要求額を下げる傾向があるという点です。例えばA組合では90春闘で70,000円の要求を掲げていましたが、94春闘では57,500円に、夏季一時金ではB組合は91年に4カ月の要求でしたが、94年は3カ月の要求に、年末一時金ではC組合が90年は3.5カ月で、93年は3カ月の要求となっています。もちろん、逆に要求額、月数などを引き上げている組合もあり、要求の引き下げが全般的傾向ではありません。しかし、不況で実際に会社の業績が悪い、賃上げの展望が見えにくいなど一定の根拠はあったとしても、要求の引き下げが起こっていることはやはり問題です。それは労働者の現実の生活が要求の引き下げを許さないところまで追いつめられ、賃金の大幅引き上げなくして、労働者の生活が成り立たないところまできているからです。

全労連・愛労連はこの夏の定期大会で、人間らしく生き働くために「全面的な生活保障要求」をかかげてたたかうことを戦略的課題として提起しました。これは賃上げ・時短などの労働条件改善闘争と社会保障の充実、消費税・コメなどの全国民的課題を統一してたたかってこそ、人間らしい労働と生活が実現できるという展望を示したものです。これは連合が「『賃上げ・時短・政策制度』三身一体となった『生活闘争』」などと言って、実際は賃上げ闘争を放棄し、政策制度要求も労働者・国民に犠牲を強いようとしているのとは全然違います。「全面的な生活保障要求」はその一番目に「すべての労働者が自立して生活できる賃金水準の実現」を掲げ、大幅賃上げをめざしています。

そのためには、今から95国民春闘に向けての準備が大切となっています。愛労連は国民春闘の本格的構築に向け、①ピクトリーマップの運動をさらに発展させること、②国民春闘の名にふさわしく、国民的要求・課題をかかげ、国民的共同をめざしたたたかうこと、③管理春闘を押し付ける「連合」・JC路線の反労働者的役割と、愛労連・春闘共闘の積極的な役割をさらに明らかにしていくこと、④「トヨタ総行動」を大企業の横暴を許さない、独占資本全体とのたたかいと位置づけ、愛労連全体の力で全県的にたたかうこと、⑤愛労連の独自活動の強化を

はかり、職場での要求アンケートや要求討議、学習会への全員参加など全組合員参加の運動を貫くとともに、10万愛労連を早期に建設すること、を追求していくことにしています。5回の春闘を総括しつつ、新たな国民春闘をめざしてともにがんばりたいと思います。

(表1) 春闘賃上げ結果

年別 (年)	愛知春闘共闘調べ(単純平均)		県労働部調べ(加重平均)	
	回答・妥結平均 (円)	回答・妥結率 (%)	妥結平均 (円)	妥結率 (%)
1990	15,202	6.38	14,091	5.9
1991	15,037	6.08	14,152	5.7
1992	13,425	5.78	12,390	5.0
1993	11,067	4.38	10,065	3.8
1994	8,542	3.74	8,066	3.0

(表2) 夏季一時金回答・妥結金額および月数

年別 (年)	愛労連調べ(単純平均)		県労働部調べ(加重平均)	
	回答・妥結金額 (円)	回答・妥結月数 (月)	妥結額 (円)	妥結月数 (月)
1991	541,524	2.40	688,245	2.66
1992	547,772	2.35	693,517	2.63
1993	539,173	2.37	695,028	2.58
1994	549,373	2.22	690,540	2.51

(表3) 年末一時金回答・妥結金額および月数

年別 (年)	愛労連調べ(単純平均)		県労働部調べ(加重平均)	
	回答・妥結金額 (円)	回答・妥結月数 (月)	妥結額 (円)	妥結月数 (月)
1990	579,185	2.97	699,571	2.81
1991	612,472	2.89	725,547	2.83
1992	585,965	2.73	724,255	2.75
1993	573,517	2.66	722,335	2.68

(ながいかずひこ＝愛労連幹事、当研究所所員)

主要労働経済指標（愛知県）

1994年6月分まで

年 月	人 口 (各年 10月1日) (各月1日)	労働力 人 口 (年平均 および3ヵ月平均)	失業者 完全失業者 率		雇用保険 初回受給 者(一般)	有効求人 倍 率 (原数値 除新卒 含パート)	常用労働者数 (事業所規模30人以上) ※()内は事業所規模5人以上			
			千人	%			調査産業計	パート比率	製造業	パート比率
	人	千人	千人	%	人	倍	千人	%	千人	%
1989年	6,643,180	3,558	56	1.6	44,622	r2.13	1,372(...)	... (...)	663(...)	... (...)
90年	6,690,603	3,642	57	1.6	42,633	r2.47	1,402(2,340)	8.5(14.1)	674(892)	8.2(12.9)
91年	6,748,789	3,669	66	1.8	43,866	2.54	1,439(2,394)	8.5(12.8)	684(902)	6.6(11.0)
92年	6,797,531	3,761	66	1.8	52,042	1.86	1,458(2,432)	8.6(12.9)	688(907)	6.5(11.1)
93年	6,830,372	3,845	80	2.1	67,641	1.05	1,518(2,440)	10.6(15.1)	689(907)	8.4(12.0)
93年11月	6,832,827				6,321	0.83	1,514(2,440)	10.8(15.3)	682(898)	8.4(12.0)
12月	6,835,601				6,040	0.79	1,508(2,439)	10.8(15.7)	676(893)	8.3(11.9)
94年 1月	6,836,460	3,782	95	2.5	5,313	0.76	1,499(2,424)	11.0(15.7)	673(887)	8.4(11.6)
2月	6,836,713				7,344	0.76	1,495(2,419)	11.2(15.6)	671(884)	9.1(12.3)
3月	6,835,604	3,900	108	2.8	6,793	0.75	1,491(2,418)	11.1(16.0)	668(880)	8.9(12.2)
4月	6,826,131				7,402	0.66	1,519(2,452)	11.0(15.6)	681(894)	8.8(12.0)
5月	6,843,533				8,596	0.82	1,515(2,449)	10.9(15.7)	678(890)	8.8(12.0)
6月	6,847,605				7,142	0.63	1,513(2,454)	10.8(15.8)	677(889)	8.7(12.2)

年 月	常用労働者数 (事業所規模30人以上) ※()内は事業所規模5人以上				常用労働者一人平均月間給与と総額・実質賃金指数 (事業所規模30人以上) ※()内は事業所規模5人以上			
	卸・小売	パート比率	サービス	パート比率	調査産業計		製造業	
					月間給与と総額	実質賃金指数	月間給与と総額	実質賃金指数
	千人	%	千人	%	円	1990年=100	円	1990年=100
1989年	193(...)	... (...)	241(...)	... (...)	370,927(...)	98.3(...)	356,509(...)	98.6(...)
90年	201(540)	21.1(26.6)	248(448)	5.7(11.6)	387,040(343,803)	100.0(100.0)	372,376(342,112)	100.0(100.0)
91年	212(557)	20.3(22.4)	257(468)	7.6(12.7)	411,900(372,934)	100.2(103.4)	392,344(363,140)	100.2(101.3)
92年	218(569)	20.9(22.4)	263(463)	8.1(12.3)	414,081(376,341)	98.7(103.0)	388,487(368,722)	99.8(101.0)
93年	236(537)	19.6(27.8)	303(518)	14.2(16.5)	407,834(368,186)	97.5(99.9)	384,839(360,336)	96.5(96.6)
93年11月	235(537)	19.6(28.7)	304(523)	14.5(16.6)	309,265(286,114)	74.1(77.8)	293,323(281,264)	73.7(77.1)
12月	234(540)	19.5(29.9)	304(523)	14.6(16.7)	923,153(792,054)	220.6(214.8)	852,842(764,919)	213.5(208.9)
94年 1月	234(536)	21.1(30.8)	303(523)	14.5(17.1)	302,947(290,111)	72.5(78.8)	286,277(281,163)	71.8(76.9)
2月	232(535)	20.8(29.9)	303(522)	14.7(16.8)	303,435(283,480)	72.6(77.0)	286,165(277,144)	71.7(75.8)
3月	231(539)	20.9(31.4)	302(520)	14.4(17.0)	325,762(305,554)	77.7(82.7)	290,918(280,546)	72.7(76.5)
4月	235(544)	20.8(29.9)	309(530)	14.5(17.2)	317,758(294,887)	75.5(79.5)	299,189(288,738)	74.5(78.4)
5月	234(544)	20.4(30.6)	309(529)	14.5(16.7)	311,657(290,386)	73.9(78.3)	298,403(288,076)	74.2(78.2)
6月	233(546)	20.0(31.0)	309(531)	14.5(16.8)	583,495(511,125)	139.0(138.2)	451,087(412,871)	112.6(112.4)

年 月	常用労働者一人平均実労働時間数 (事業所規模30人以上) ※()内はパート労働者を除いた数値				月平均 消費支出 名古屋市 勤労者 世帯	消費者 物価 指数 (11市 平均)	鉱工業指数 (季節調整済)		制 産 ※賃価 1千万 円以上
	調査産業計		製造業				生 産	生 産 者 製品在庫	
	総実労働時間	所定外	総実労働時間	所定外					
	時間	時間	時間	時間	円	1990年=100		件	
1989年	2,124.0(...)	226.8(...)	2,221.2(...)	314.4(...)	323,617	96.7	92.5	101.2	216
90年	2,084.4(...)	225.6(...)	2,178.0(...)	309.6(...)	343,156	100.0	100.0	100.0	181
91年	2,055.6(...)	212.4(...)	2,125.2(...)	278.4(...)	332,192	103.5	101.9	105.3	378
92年	2,006.4(...)	172.8(...)	2,065.2(...)	216.0(...)	327,329	105.0	96.2	110.1	499
93年	1,920.2(2,019.9)	152.5(168.2)	1,957.0(2,015.1)	153.4(164.9)	338,001	106.1	89.2	104.2	607
93年11月	164.7(173.5)	12.4(13.7)	169.3(174.4)	12.1(13.0)	316,735	105.9	84.8	101.0	39
12月	158.4(166.5)	11.4(12.5)	161.2(165.8)	10.6(11.3)	484,837	106.1	82.7	99.0	57
94年 1月	146.3(154.2)	10.4(11.5)	146.0(150.2)	9.6(10.3)	383,029	106.2	84.0	101.3	39
2月	155.7(164.4)	11.3(12.5)	158.9(164.3)	11.0(11.9)	336,326	106.1	85.9	98.9	29
3月	160.4(169.5)	12.0(13.3)	166.3(172.0)	12.3(13.3)	390,151	106.6	92.4	95.6	36
4月	166.5(175.2)	12.3(13.5)	172.7(177.7)	12.6(13.7)	...	106.9	90.5	95.3	51
5月	148.7(156.6)	11.8(13.0)	149.7(154.4)	12.4(13.4)	...	107.0	85.7	97.7	43
6月	165.4(173.9)	12.0(13.2)	169.4(174.2)	13.2(14.3)	...	106.7	*90.2	*99.0	49

注1)愛知県企画部統計課「あいちの統計」「あいちの勤労」「あいちの鉱工業動向」より作成。*印は速報値、r印は修正値。
 2)常用労働者数・労働時間数・月間給与と総額は1993年1月より、新たに抽出された標準事業所による調査結果の数値である。
 3)1989年以前はパート労働者と事業所規模5人以上の調査が、1992年以前は一般労働者とパート労働者の労働時間の区別がされていない。

—— 研究所だより ——

★1994年7月11日以降の主な活動日誌

7月16日 第8回事務局会議

シンポジウム「ずっと働く、楽しく働く、生き生き働く
——だからイコールライツ」

7月17日 自動車産業政策研究会

7月18日 日本労働運動を読む会

7月22日 第8回所員会議

7月29日 女性労働部会

8月1日 「愛知の労働・経営・生活データベース」第4号の印刷・発送

8月5日 「あいちの労働と生活」(94年版)の第3回編集委員会

8月6日 労働会館本館入居予定団体会議

8月10～17日 夏期閉所

8月24日 女性労働部会

8月26日 第9回所員会議

9月5～6日 「所報」第47号印刷・発送

★今後の主な予定

9月10日(土) 第9回事務局会議(10時～)

9月11日(日) 自動車産業政策研究会(14時～)

9月12日(月) 日本労働運動を読む会(18時30分～)

9月17日(土) 「あいちの労働と生活」(94年版)の第4回編集委員会(10時～)
第6回定例理事会(18時30分～)

9月19日(月) ビクトリーマップ作成委員会(18時30分～)

9月20日(金) 女性労働部会(19時～南部法律事務所)

9月30日(金) 第10回所員会議(18時30分～)

「愛知の労働・経営・生活データベース」第5号発行

10月5日(水) 女性労働部会(スウェーデン研究者エルガードさんとの懇談、
18時30分～、場所未定)

10月7日(金) トヨタ調査委員会(スウェーデン研究者エルガードさんによる報告と討論、
13時～)

10月29日(土)～11月5日(土) タイ・マレーシア進出日本企業の実態調査(不況・リ
ストラから、くらし・営業を守
る愛知県民共同主催)

11月15日(火) 「所報」第48号発行

1995年1月下旬 事務所移転(労働会館
本館、金山駅より徒歩10
分弱)

★事務局よりお願い★

8月初めに「愛知の労働・経営・生活デ
ータベース」(第4号)を団体会員と個人
会員(愛知県内)にお送りしました。その
際に、次号(第5号、1部1,000円、9月末
発行)の購読予約をお願いしました。8月
末現在で20部弱の申込がありますが、当初
お知らせしましたように、予約部数が80部
に達しない場合には、第5号でこの企画を
中止せざるを得ません。多くの会員の購読
申込を期待いたします。

■所報 第47号(隔月刊)

■発行日 1994年9月15日

■発行所 愛知労働問題研究所

(略称:愛知労問研)

〒460 名古屋市中区平和2-2-3

高齢者労働会館5階

TEL・FAX (052-323-3435)

■編集発行人 愛知労働問題研究所

■定価 1部:200円+送料90円

1年:1200円+送料540円

(会員の購読料は会費に含む)

■送金先 郵便振替 00860-6-80604

東海銀行金山支店 普通預金

(口座番号:1368019)

※この印刷物は、再生紙を使用しています。